

dynabook プレミアム保証(Toshiba Direct 版)規約

本規約は、お客様による本サービスのご利用条件を規定したものです。お客様は、本規約をよく読み、本規約の内容に同意したうえで「東芝ダイレクト販売条件」に従って本サービスを購入するものとします。

第1条 定義

本規約で使用する用語の定義は以下のとおりとします。

- ①「本規約」とは、dynabook プレミアム保証 (Toshiba Direct 版) 規約のことをいいます。
- ②「当社」とは、Dynabook 株式会社のことをいいます。
- ③「本サービス」とは、dynabook プレミアム保証 (Toshiba Direct 版) のことをいいます。
- ④「お客様」とは、個人のお客様をいいます。
- ⑤「保証対象製品」とは、本サービスを受けることができる製品をいいます。
- ⑥「故障」とは、お客様が保証対象製品に添付された取扱説明書や注意書き等に従って使用したにもかかわらず生じたハードウェア障害のことをいいます。
- ⑦「損傷」とは、火災、落雷、台風・暴風雨・豪雨・融雪による水災、高潮または土砂崩れもしくはお客様の過失により保証対象製品に生じた障害のことをいいます。
- ⑧「記憶装置」とは、補助記憶装置(HDD/SSD)をいいます。

第2条 保証対象製品

本サービスの保証対象製品は、お客様に本サービスと一緒に購入頂く Dynabook 製パソコン(国内モデル)とします。

第3条 登録証

1. 当社は、お客様と当社間での本サービスに関する売買契約成立後、お客様に対し、契約番号が確認できる書面または登録完了メール等（以下「登録証」という）をお客様へ送付します。
2. お客様は、登録証を本サービスの提供期間満了日まで自己の責任において保管するものとし、いかなる場合においても登録証を第三者に開示、公表しないものとします。
3. お客様は、その如何を問わず登録証を削除・紛失し、または盗難を受けた（以下「紛失等」という）場合は、速やかに当社に連絡をするものとします。
4. お客様が登録証を紛失等をしたことによってお客様に損害が発生しても、当社は一切責任を負いません。
5. 当社は、お客様が登録証を紛失等した場合であっても、登録証の再発行はしないものとします。

第4条 本サービスの提供期間

1. 本サービスの提供期間は、お客様に購入頂く本サービスの各期間（保証対象製品の購入日から3年・4年・5年）とします。

2. 前項の定めにかかわらず、お客様が以下の各号の一に該当した場合は、その時点をもって本サービスは終了します。
 - (1) お客様が保証対象製品を紛失した場合または保証対象製品が盗難にあった場合
 - (2) 理由の如何を問わずお客様が保証対象製品を滅失または消滅させた場合
 - (3) 理由の如何を問わずお客様が保証対象製品の所有者ではなくなった場合
 - (4) 当社が第5条第2項の定めに従ってお客様に代替機の提供をした場合
 - (5) お客様が本規約の各条項の一に違反した場合
 - (6) お客様が本サービスの運営を妨げる行為を行った場合
 - (7) その他、お客様が、当社が不適切と判断する行為を行った場合
3. 前項の定めに従って本サービスの提供期間が終了した場合であっても、お客様が一度支払った本サービスの購入代金は返還されないものとします。

第5条 本サービスの内容

1. 本サービスは、保証対象製品に故障・損傷が発生した場合に、当社が保証対象製品を集荷・お預かりした後、修理し、お客様に返送するサービスです。当社は、いかなる場合であっても、出張による本サービスの提供および金銭等の交付は行いません。
2. 当社は、保証対象製品に故障・損傷が発生した場合に、以下のサービスのいずれかを実施します。以下に定める通常保証サービス、特別保証サービスのいずれを適用するかは判断については、当社に決定権があるものとします。なお、本サービスは、日本国内において日本語により提供するものとします。
 - (1) 通常保証サービス
通常保証サービスとは、保証対象製品のメーカー無償保証終了後、本サービスの提供期間終了日まで当社が保証対象製品の保証書に定められている「無料修理規定」に準じた修理を行うサービスを行います。本サービスの提供期間中であれば、利用回数の制限はありません。
 - (2) 特別保証サービス
 - 1) 特別保証サービスとは、保証対象製品が損傷した場合、部品交換による修理を行うサービスを行います。本サービスの提供期間中であれば、利用回数の制限はありません。
 - 2) お客様は、保証対象製品が損傷したときは、直ちに当社へ通知するものとします。この場合、お客様は当社の指定する事故状況調査等に関する手続きを行うものとします。
 - 3) 上記第5条 2. (2) 1)の定めにかかわらず、保証対象製品の損傷が著しく、当社として修理不可能と判断した場合に限り、当社はあらかじめお客様へ連絡を行うことにより、当社が選定した保証対象製品と同程度の機能を有した代替機を工場出荷状態（データ移行・復旧等は未実施）で提供します。代替機の提供は本サービスの提供期間中、1回限りとし、代替機の提供をもって本サービスは終了するものとします。お客様が代替機の提供を望まない場合には、当社は損傷した保証対象製品を現状のまま返却します。

第6条 本サービスの対象外

以下の各号の一に該当する場合は、本サービスの対象外とします。

1. お客様の故意または重大な過失に起因した保証対象製品の障害。
2. 保証対象製品の筐体・カバーのキズ、汚損、擦損、塗料のはがれ等保証対象製品の機能に直接関係のない障害。なお、特別仕様またはお客様が加工した塗装、刻印、ラベル等の復元はしないものとします。
3. 異常電圧等不測の事故に起因した保証対象製品の障害。
4. 通常使用状態では起こり得ない原因によって生じた事故による保証対象製品の障害。
5. 保証対象製品の設定および設置場所の変更作業。
6. 保証対象製品の記憶装置の交換、初期化に伴うデータのバックアップ・修復・復旧作業。
7. 保証対象製品に接続された装置等の障害。
8. 保証対象製品以外の障害に起因した作業。
9. 保証対象製品に関して当社が指定した消耗品の摩耗または経年劣化ならびに指定耐用年数経過後の部品（組部品、バッテリー等）の交換作業。
10. 当社指定品以外の消耗品に起因する保証対象製品の障害。
11. International Limited Warranty 海外保証(制限付)。
12. 保証対象製品の整備・点検・オーバーホール作業。
13. 保証対象製品の操作指導。
14. 修理期間中の保証対象製品の代替機の貸し出し。
15. さび、かび、変色等による保証対象製品の障害。
16. お客様以外の者、動物・虫に起因する保証対象製品の障害。
17. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動、または核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性等による保証対象製品の障害。
18. 地震、噴火、または津波による保証対象製品の障害。
19. 日本国外に所在する間に生じた保証対象製品の障害。
20. 詐欺、横領、置忘れ、紛失、盗難による損害。
21. ソフトウェアに起因する保証対象製品の障害およびソフトウェアに生じた障害。
22. その他、当社が保証適用不可能であると合理的に判断した保証対象製品の障害。

第7条 本サービスの利用手順

1. 保証対象製品に故障または損傷が発生し、お客様が本サービスを利用する場合、お客様は当社があらかじめ登録証にて通知した契約番号をご用意のうえ第 20 条に定める当社窓口へ架電することにより修理依頼を行うものとします。この際、契約番号をお伝え頂くものとします。お客様が修理依頼時に契約番号を当社にお伝え頂けない場合は、本サービスの提供ができない場合があります。
2. 当社は、保証対象製品の修理完了後、お客様の指定する場所に保証対象製品を送付するものとしま

す。

3. 保証対象製品に接続されているコード類等の取り外し、保証対象製品の引渡しならびに返却後の保証対象製品の設置についてはお客様の責任において行うものとします。
4. 保証対象製品の集荷、修理完了後の送付は、お客様宅玄関までとします。
5. 一部の離島（沖縄地区は本島を除く）については、お客様のご負担により当社の指定場所まで保証対象製品をお送り頂くものとします。

第8条 修理品の保管期間

第7条第2項の定めに従って当社がお客様の指定する場所に修理後の保証対象製品を送付したにもかかわらずお客様が保証対象製品を受取らない場合、もしくは当社が保証対象製品をお預かりした後にお客様が本サービスの実施を取消したにもかかわらず、お客様が当該保証対象製品を引取らない場合は、当社は保証対象製品をお預かりした日から6か月の保管期間の経過をもって、当該保証対象製品を任意に処分できるものとします。この場合、当社はおお客様に対し、当該保管に要した費用および当該処分に要する費用を請求できるものとします。

第9条 遵守事項

1. お客様は、当社が本サービスを提供するにあたり必要と判断したデータおよび情報等を、当社に提供するものとします。
2. お客様は、当社が問題解決に必要と判断しご依頼した予防または修正のための作業を速やかに実施するものとします。
3. 本サービスにより、当社がお客様に提供した情報その他著作物は、お客様のみ利用することができるものであり、お客様は、当社の書面による事前の承諾なくして、その情報その他著作物を第三者に利用させないものとします。
4. お客様は、本サービスの提供期間中に、お客様のご氏名、ご住所等、届出内容に変更があった場合は、速やかに第20条に定める窓口へ届け出るものとします。
5. お客様は、保証対象製品を適法に所有していることを当社に対し保証するものとします。
6. お客様は、いかなる理由でも本サービスに関する権利および義務を第三者に譲渡、貸与、販売等しないものとします。

第10条 個人情報の取扱い

1. お客様は、当社が本サービスを通じて、お客様の個人情報の収集を行い、本サービス提供の目的で12条に定める再委託会社に提供することにあらかじめ承諾するものとします。
2. お客様は、当社が取り扱う商品、サービスに関して当社が重要と判断した情報について、当社が郵便または電子メール、その他の方法によりお客様に提供することをあらかじめ了解するものとします。

3. 当社は、お客様の登録情報を、当社が必要と判断する期間、厳重な管理体制のもとで保持し、個人情報保護法およびその他関係法令、ならびに当社個人情報保護方針に則って第三者が登録情報に不正、不当に触れることがないように、合理的な範囲でセキュリティの強化に努めるものとします。
4. お客様は、登録情報および本サービスを通じて当社が知り得たお客様の個人情報を、当社が以下の各号に定める場合にのみ必要最小限の範囲内で第三者に開示することがあることにご同意いただくものとします。
 - (1) お客様が自ら自己の氏名、住所等その他の個人情報を第三者に開示し、あるいは開示に同意しているとき。
 - (2) 収集した個人情報をもとに行う、マーケティング調査等、会員個人が特定できない方法、形式によって第三者に開示、提供するとき。
 - (3) 法令の規定に基づいて、裁判所、警察その他の国家機関またはこれに類する機関から会員の情報の開示を求められたとき。
 - (4) 当社および当社グループ会社あるいは第三者の生命、健康、財産等を保護するために必要であると当社が合理的に判断したとき。
 - (5) その他、対象サービスの運営に必要なとき。
5. お客様が、登録情報の全部または一部の照会、変更あるいは削除（以下「変更等」という）を希望する場合には、お客様は、第20条に定める窓口に架電することにより、すみやかに当社に対してかかる変更等を届け出て頂くものとします。なお、お客様は、かかる登録情報の変更等の届出が遅れた場合、または登録情報の削除を依頼された場合、本サービスの全部あるいは一部の提供が不可能となる場合があることをご了承頂くものとします。

第11条 所有権

本サービスにより交換した不良部品ならびに第5条第2項に基づき代替機を提供した場合の保証対象製品の所有権は、不良部品を取り外した時点および保証対象製品を当社が受け取った時点で、当社に移転・帰属するものとします。

第12条 再委託

当社は、自己の費用と責任において、本サービスの全部または一部を当社が選定した協力会社へ再委託することができるものとします。

第13条 記憶装置の記憶内容取扱い

1. 当社は、保証対象製品の記憶装置に記憶された内容の損失や毀損について、その原因の如何にかかわらず、何ら責任を負わないものとします。お客様は、本サービスを依頼する際は、お客様自身で事前にデータのバックアップを行うものとします。本サービスの提供に伴い、保証対象製品にインストールされているソフトウェアやお客様のデータは、消去される場合があることをご承諾するものとします。

2. 第7条の定めに従いお客様が当社に本サービスの利用を依頼した時点で、保証対象製品に記憶されているデータは、全てお客様によりバックアップされたものとみなします。

第14条 当社の責任

1. 本サービスに関して当社がお客様に負う責任は、当社の責に帰すべき事由によりお客様が被った通常損害に限るものとし、お客様が本サービスの購入にあたって実際に支払った金額を限度として、賠償責任を負うものとしします。
2. いかなる場合においても当社は、当社の責に帰することのできない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、保証対象製品のデータに関する損害および第三者からの損害賠償に基づく損害について、何ら責任を負わないものとしします。

第15条 不可抗力

当社は、地震・落雷等の天災地変、火災、戦争、暴動、内乱、政府の行為、労働争議等の当社の合理的支配を超える不可抗力またはその他当社の責に帰すべからざる事由により、本サービスの提供を遅延または中断することがありますが、これによりお客様に損害が発生しても何ら責任を負わないものとしします。

第16条 本規約の変更

当社は、当社が適当と判断する方法で、お客様に対して本規約を変更する旨およびその変更内容をお知らせすることにより、本規約を変更できるものとしします。但し、本規約の変更内容の詳細については、当社のホームページにおける掲示または電子メールにより、お客様へのお知らせに代えることができるものとしします。かかるお知らせの後にお客様が本サービスを利用された場合、かかる変更はお客様の同意があったものとみなされます。

第17条 暴力団等の排除

1. お客様が次の各号の一に該当した場合は、当社は何らの通知、催告を要せず直ちに本サービスの提供を終了することが出来るものとしします。
 - ① お客様が暴力団、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という）であるとき、または、暴力団等であったことが認められるとき。
 - ② お客様が暴力団等への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行ったとき。
 - ③ お客様が自らあるいは第三者を利用して当社に対し、暴力的または威迫的な行為、もしくは不当に名誉・信用を毀損する行為を行ったとき。
2. 当社が前項の規定により本サービスの提供を終了した場合であっても、当社はお客様からの受領済代金を一切返金しないとともに、お客様に損害が生じても、当社はこれを一切賠償しないものとしします。

第18条 分離可能性

本規約のいずれかの条項またはその一部が、法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの条項および一部が無効または執行不能と判断された条項の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、お客様および当社は、当該無効もしくは執行不能の条項または部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効もしくは執行不能な条項または部分の趣旨ならびに法律のおよび経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第19条 管轄裁判所

お客様と当社の間で本規約および本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第20条 当社窓口

当社の窓口は以下の通りです。

【dynabook あんしんサポート（修理サポート）】

営業時間：9:00～19:00(年末年始[12/31～1/3]を除く)

[固定電話からのご利用] 0120-97-1048(通話料無料)

[携帯電話・PHSからのご利用] 0570-66-6773(通話料お客様負担)

[上記いずれの電話番号もご利用になれない場合] 043-298-8780(通話料お客様負担)

* ガイダンスが流れましたら[2]を選択してください。

第21条 協議

本規約に定めていない事項ならびに本規約の各条項の解釈について疑義を生じたときは、お客様と当社の間で協議の上円満に解決するものとします。

付則

本規約は、2017年11月13日から効力を発するものとします。

Dynabook 株式会社
東京都江東区豊洲五丁目6番15号